

よ ね ざ わ

# 米沢リビングガイド

## Yonezawa Living Guide

に ほ ん ご ば ん  
(日本語版)



よ ね ざ わ し こ く さ い こ う り ゅ う き ょ う かい  
米沢市国際交流協会

# リビングガイド目次

I	緊急時の対応	5
1	交通事故と犯罪（ダイヤル110番）	5
2	交番	5
3	急病のとき（ダイヤル119番）	5
4	火事のとき（ダイヤル119番）	5
5	地震	6
II	相談窓口	7
III	重要な手続き	9
1	住民登録手続き	9
2	住民票	10
3	その他の手続き	10
4	在留のための手続き	11
5	婚姻・出生・死亡の届出	12
6	印鑑	13
7	健康保険	14
8	マイナンバーカード	15
9	税金	16
10	年金	17
IV	日常生活	19
1	住宅	19
2	電気	21
3	水道	21
4	ガス	22
5	電話	23
6	郵便・宅配サービス	25
7	金融サービス	28
8	ごみ	29
9	ペット	31
10	自動車等の運転	32
11	交通機関	35
12	マスメディア	37
13	町内会	38

<b>V</b>	けんこうかんり いりょう <b>健康管理・医療</b>	<b>39</b>
1	いりょうきかん 医療機関	39
2	けんこうしんさ 健康診査	41
<b>VI</b>	こ <b>子ども</b>	<b>42</b>
1	にんしん 妊娠したら	42
2	こどもがう 子どもが生まれたら	42
3	じどうてあて 児童手当	43
4	ほいくえん 保育園	43
5	じどう 児童センター	43
6	がくどうほいく 学童保育	43
7	こそだ しえんじぎょう 子育て支援事業	44
<b>VII</b>	きょういく <b>教育</b>	<b>45</b>
1	ようちえん 幼稚園	45
2	しょうがっこう ちゅうがっこう 小学校・中学校	46
3	こうとうがっこう 高等学校	46
<b>VIII</b>	しゃかいふくし <b>社会福祉</b>	<b>47</b>
1	せいかつほご 生活保護	47
2	こうれいしゃふくし 高齢者福祉	47
3	しょうがふくし 障がい者福祉	47
4	かいごほけんせいど 介護保険制度	47
<b>IX</b>	た じょうほう <b>その他の情報</b>	<b>49</b>
1	よねざわようざんだいがく 米沢鷹山大学	49
2	としょかん 図書館	49
3	しちょうかく 視聴覚センター	49
4	こうきょうしせつとういちらん 公共施設等一覧	50
5	ねんごうはやみひょう 年号早見表	52

## 〇はじめに

あづま いいで うつく やまな かこ うえすぎ じょうかまち れきし  
吾妻、飯豊などの美しい山並みに囲まれ、上杉の城下町としての歴史をもつ  
よねざわ  
米沢へようこそ！

がいこくじん みなさま よねざわ せいかつ とまと おお おも  
外国人の皆様にとっては、米沢での生活に戸惑うことも多いと思います。そ  
うした皆様に少しでも役立てればと思この本を作りました。

ほん よねざわ せいかつ うえ ひつよう し べんり じょうほう  
この本には米沢で生活する上で必要な、あるいは知っている便利な情報が  
の  
載っています。

ほん つか じつようてき みなさま  
また、この本をさらに使いやすく実用的なものにするために、皆様からの  
ご意見をお待ちしています。

ほんぶんちゆう など れいわ ねん がつげんざい  
※本文中データ等は、令和2年1月現在のものです。

よねざわしこくさいこうりゅうきょうかい  
米沢市国際交流協会

## よねざわし がいよう 〇米沢市の概要

よねざわし にほん とうほく やまがたけんさいなんぶ いち しがいち かいぼつ  
米沢市は日本の東北、山形県最南部に位置し、市街地は海拔240～260  
m、東に奥羽山脈、南は吾妻連峰、西に飯豊連峰と2,000m級の山々に囲  
まれた盆地です。面積は548.51Km<sup>2</sup>と広く、南北に28.2km、東西は  
32.1kmもあります。気候は盆地の典型で、夏は暑く冬は寒く降雪が多いの  
が特徴です。四季の移り変わりがはっきりしており、四季折々の情緒を肌で感  
じることができます。

じんこう やく にん こくりつやまがたがくこうがくぶ やまがたけんりつよねざわじょし  
人口は約82,000人。市内には、国立山形大学工学部、山形県立米沢女子  
短期大学、山形県立米沢栄養大学という3つの大学があり、文教の街・学生の街  
という一面もありますが、我が国第一号のインダストリアルパーク「八幡原中核  
工業団地」を擁し、伝統産業の米沢織物と合わせ県内一の産業都市でもありま  
す。また上杉氏の治政272年の城下町として、数々の史跡と伝統が息づく歴史  
の街でもあります。

### よねざわ あじ (1) 米沢の味 よねざわ あじ 米沢の味ABC

A Apple たてやま 館山りんご たてやま ちく めいじじだい さいばい さか  
館山地区では、明治時代からりんごの栽培が盛んです。  
りょうしつ みず どじょう み かた かお たか  
良質な水と土壌が、実が堅く香り高いりんごを  
つく  
作ります。

B Beef よねざわぎゅう 米沢牛 よねざわぎゅう しもふ にく 米沢牛の霜降り肉は、とろけるようなやわらかさ。  
のうこう ふうみ ぜっぴん ぜんこくてき なだか 濃厚な風味が絶品で、全国的にも名高いブランドです。

C Carp よねざわこい 米沢鯉 よねざわ おさ うえすぎようざん どうぶつせい 米沢を治めた上杉鷹山が、動物性たんぱく質の乏しい  
やまぐによねざわ そうま ちごい とりよ よねざわじょう ほり しいく 山国米沢に、相馬から稚鯉を取寄せ米沢城の濠で飼育  
はじ はじ あづまさんろく みなもと まつかわ せいりゅう したのが始まり。吾妻山麓を源とする松川の清流に  
はぐく み ひ し どろくさ 育まれ、身が引き締まり泥臭さがありません。

### た だいひょうてき あじ その他の代表的な味

よねざわ 米沢ラーメン、に いも煮、しおびきず し ひやしる つけもの ゆきな じざけ うこぎ、さくらんぼ、塩引寿司、冷汁、漬物、雪菜、地酒、  
よねざわ よねざわ しぜん めぐ う た もの 米沢そばなど米沢には自然の恵みを受けたおいしい食べ物がたくさんあります。

### (2) よねざわ しぜん 米沢の自然

#### おんせん よねざわはっとう 温泉 (米沢八湯)

お の が わ おんせん しらぶおんせん しんたかゆおんせん うばゆ おんせん なめかわおんせん ゆ さわおんせん ごしきおんせん 小野川温泉、白布温泉、新高湯温泉、姥湯温泉、滑川温泉、湯の沢温泉、五色温泉、  
おおだいらおんせん 大平温泉

### スキー場

てんげんだいこうげん じょう よねざわ じょう おのがわ じょう 天元台高原スキー場、米沢スキー場、小野川スキー場

### さんがく 山岳

にしあづまやま にほんひやくめいざん 西吾妻山は日本百名山のひとつで、しきおりおり しぜん たの 四季折々の自然を楽しむことができます。  
ちゅうふくてんげんだいこうげん ふゆ じょう か き 中腹天元台高原は、冬はスキー場として、また夏季はトレッキングの場とし  
こうざんしょくぶつ たの てさまざま高山植物が楽しめます。

### (3) よねざわ しせき 米沢の史跡

うえすぎじんじゃ ささのかんのん ふもんいん きゅうよねざわこうとうこうぎょうがっこう うえすぎけいようしよ じょうかまち 上杉神社、笹野観音、普門院、旧米沢高等工業学校、上杉家廟所など城下町と  
れきしるまんただよ まちな ゆうきゆう きざ ぶんかざい して、歴史浪漫漂う町並みや悠久のときを刻んできた文化財があります。

### (4) よねざわ でんとうぶんか 米沢の伝統文化

よねざわおりもの さがらにんぎょう ささのいっとうぼり 米沢織物 (よねおり)、相良人形、笹野一刀彫ほか

くわしくは、かんこう 観光パンフレットをご覧ください。

# I 緊急時の対応

## 1 交通事故と犯罪（ダイヤル 110番）

交通事故や犯罪、泥棒に遭ったときには、警察に110番で通報しましょう。その際、ゆっくりと落ち着いて「事故です」、または「泥棒です」と言い、その場所をはっきりと説明し、自分の住所、氏名を伝えましょう。

## 2 交番

日本には警察署以外に交番と呼ばれる警官の派出所が地域ごとにあります。交番では地域住民の安全を守るため、地域のパトロール、犯罪捜査、迷子や酔っ払いの保護、道案内や落とし物の届出を受けるなど、いろいろな活動を行っていますので、困ったときには相談してください。

## 3 急病のとき（ダイヤル 119番 ※多言語対応あり）

急病や交通事故の大けが、ガス中毒や大やけどなどで急いで手当が必要なときに119番にダイヤルすると、消防署につながり患者を病院に運ぶため、救急車を呼ぶことができます。（無料）

しかし、病状が軽いときは救急車は利用できないので、タクシーや自家用車で病院等に行かなければなりません。

## 4 火事のとき（ダイヤル 119番 ※多言語対応あり）

火事を出したり、発見したら、まず大声で「火事だ！」と近所に知らせ協力を求めましょう。そのあとすぐに119番にダイヤルして消防署に通報します。通報の際には、火事であることをはっきり伝え、火事の場所、目印になるもの、あなたの名前、電話番号を教えてください。住所をローマ字で書いたものを電話の横など目立つところに貼っておくと良いでしょう。

### 消火器の使い方

- ① 安全ピンを抜く
- ② ホースの先を火元に向ける
- ③ レバーを強く握る
- ④ 火元にかける

なお、消火器などの初期消火ができるのは、天井に火が燃え移るまでです。天井に火が移ってしまったら、安全な場所に避難してください。

## 5 地震

### (1) 地震がおきたら：

- ・すぐにガスレンジやストーブの火を消す。
- ・扉を開けて出口を確保する。
- ・しっかりした机やテーブルの下に隠れ、身を守る。
- ・ラジオやテレビ、エリアメール（※）で情報を確かめ、必要ならば近くの学校やコミュニティセンター等の避難場所に避難する。車に乗らず、歩いて避難する。
- ・外に出る時は、倒れてくる危険性がある自動販売機やブロック塀などから離れる。

### (2) 地震に備えて：

- ・重い家具や倒れやすい家具は壁に固定する。
- ・高い所に重いものや壊れやすいものを置かない。
- ・家からの安全な避難路と近くの避難場所を確認しておく。
- ・日ごろから次のような非常持出品を用意しておく。
  - \* 水（1日1人3リットル）
  - \* 食料品（缶詰、乾燥品、レトルト品、など）
  - \* 貴重品（現金、保険証、印鑑、など）
  - \* 衣類（下着、手袋、タオル、防寒着、など）
  - \* 医薬品（ばんそうこう、包帯、薬、など）
  - \* その他（携帯ラジオ、懐中電灯、電池、ローソク、マッチ、卓上コンロ、など）

※気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、地方公共団体が発信する災害・避難情報などを受信することができる携帯電話向けサービス。

## II 相談窓口

### (1) 市内の窓口

米沢市国際交流協会（YIRA）では、日本語の教室の紹介や生活情報等の相談を日本語、英語、中国語等で行っています。身近な窓口としてご利用ください。

相談・問合先：米沢市国際交流協会 電話 0238-33-9146  
米沢市金池3-1-14置賜総合文化センター1F

英語相談窓口番号：070-6652-4443

中国語相談窓口番号：070-6640-9822

メールアドレス：yira@omn.ne.jp

（休館日は日曜日、年末年始）

### (2) 外国人相談窓口（山形県国際交流協会AIRY）

公益財団法人山形県国際交流協会（AIRY）では、日常生活のちょっとした困りごとなどやさまざまな問題について、気軽に母国語で相談できる窓口を無料で開設しています。

英語：火～土曜日 10:00～17:00

中国語：火・金曜日 10:00～14:00

韓国・朝鮮語：木・土曜日 10:00～14:00

ポルトガル語：水曜日 10:00～14:00

タガログ語：金曜日 10:00～14:00

ベトナム語：第2・第4土曜日 10:00～14:00

（休館日は月曜日、祝日、年末年始）

相談先：相談直通電話 023-646-8861

公益財団法人山形県国際交流協会（AIRY）  
山形市城南町1-1-1 霞城セントラル2階  
山形県国際交流センター

### (3) 国際ボランティアセンター山形（IVY）

特定非営利活動法人国際ボランティアセンター山形（IVY）では、電話による通訳・相談は無料。付き添い通訳・面接相談は有料。言語は英語、中国語、韓国朝鮮語、ポルトガル語、タガログ語、スペイン語、タイ語、ロシア語です。通訳は要予約。相談も、相談員が常駐していないので、後からかけ直すこととなります。

問合先：電話 023-634-9830・090-2365-1208



(4) 一般の相談窓口

日本語のみの相談ですが、米沢市役所内、その他の会場では、法律に関する  
こと、困りごとなど弁護士や行政書士など専門家に相談できる機会を設けて  
います。詳しくは広報の毎月15日号をご覧ください。

### III 重要な手続き

#### 1 住民登録手続き

##### (1) 対象となる人

- ・ 特別永住者
- ・ 入管法上の在留資格をもって日本に中長期間在留する外国人（以下「中長期在留者という」で、次の①～⑤のいずれにもあてはまらない人です。
  - ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
  - ② 「短期在留」の在留資格が決定された人
  - ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
  - ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人
  - ⑤ 在留資格を有しない人

##### (2) 手続きの時期

- ・ 新たに来日された方  
住居地を定めてから14日以内
- ・ 市内で引越しをされた方  
引越しをした日から14日以内
- ・ 市外へ引越しをする方  
引越しをする前または引越しをした日から14日以内
- ・ 在留資格変更許可等に伴い新たに中長期在留者になった方  
許可日より前に住居地を定めている方は、許可日から14日以内  
許可を受けて新たに住居地を定めた方は、住居地を定めた日から14日以内

※なお、市外へ（国内での）引越しをする方の届出の際には、転出証明書が発行されます。国外へ出国する際も届出が必要です。

##### (3) 申請に必要なもの

- ・ 特別永住者の方は「特別永住者証明書」、中長期在留者の方は「在留カード」（平成24年7月以前から日本に在留する方は、有効期限が切れていないみなし特別永住者証明書、みなし在留カードでも手続きがとれます。）

- ・ 入国港で在留カードが交付されなかった方は、「在留カード後日交付」の記載のある旅券

#### (4) 申請する人

- ・ 本人または同一世帯の人
- ・ 本人から委任を受けた代理人（委任状が必要になります）

## 2 住民票

住民登録をしている外国人は、住民票の交付を受けることができます。  
料金は一通400円です。

問合先：米沢市役所市民課 電話 22-5111(代)

## 3 その他の手続き（住居地以外の変更・届出）

### (1) 特別永住者の方

#### ○届出が必要な場合

- ・ 氏名、生年月日、性別、国籍、地域に変更があったとき
- ・ 在留カードの有効期間を更新するとき
- ・ 在留カードの紛失、滅失、盗難があったとき
- ・ 在留カードを著しく毀損または汚損等したとき

#### ○届出先

- ・ 住所地の市役所

#### ○申請に必要なもの

- ・ 特別永住者証明書（平成24年7月以前から日本に在留する方は、有効期限が切れていないみなし特別永住者証明書）
- ・ 旅券（所持している方）
- ・ 変更があったことや、失ったことを証明できる資料
- ・ 写真1枚（縦4 cm × 横3 cm）

### (2) 中長期在留者の方

#### ○届出が必要な場合

- ・ 氏名、生年月日、性別、国籍、地域に変更があったとき
- ・ 在留カードの有効期間を更新するとき（永住者・16歳未満の方）

- ・ 在留カードの紛失、滅失、盗難があったとき
- ・ 在留カードを著しく毀損または汚損等したとき
- ・ 所属機関（雇用先や教育機関）の名称変更、所在地変更、消滅、離脱（契約終了）、移籍（新たな契約締結）が生じたとき（就労資格や留学の方）

#### ○届出先

ちほうにゆうこくかんりかんしょ せんだいにゆうこくかんりきょく  
地方入国管理官署（仙台入国管理局）

ひつようしよるいとう にゆうこくかんりきょく がいこくじんざいりゆうそうごう  
必要書類等については入国管理局または、外国人在留総合インフォ  
メーションセンターに確認してください。

## 4 在留のための手続

がいこくじん にほん たいざい ざいりゆうきかん えんちよう ざいりゆうしかく へんこう  
外国人が日本に滞在するにあたっては、在留期間の延長、在留資格の変更、  
再入国の手続等が必要な場合があります。これらの手続は、全て最寄の地方入国  
かんりきょく げんそく しんせいになみずか にゆうこくかんりきょく で む おこな ひつよう  
管理局において、原則として申請人自らが入国管理局に出向いて行う必要があ  
ります。申請の内容により、必要書類が異なりますので、入国管理局に確認し  
てください。

### （1）外国人のための相談室

がいこくじんざいりゆうそうごう がいこくじん にゆうこく ざいりゆう  
「外国人在留総合インフォメーションセンター」では外国人の入国、在留に  
かん てつぎなど でんわ ほうもん そうだん おう  
関する手続等について電話や訪問による相談に応じています。

そうだんあんないないよう  
〔相談案内内容〕

○ 在留資格の取得および変更、在留期間の変更などの在留関係諸手続き、  
在留カードに関する手続き

○ 配偶者等の呼び寄せなどの入国関係諸手続き

たいおう げんご  
〔対応できる言語〕

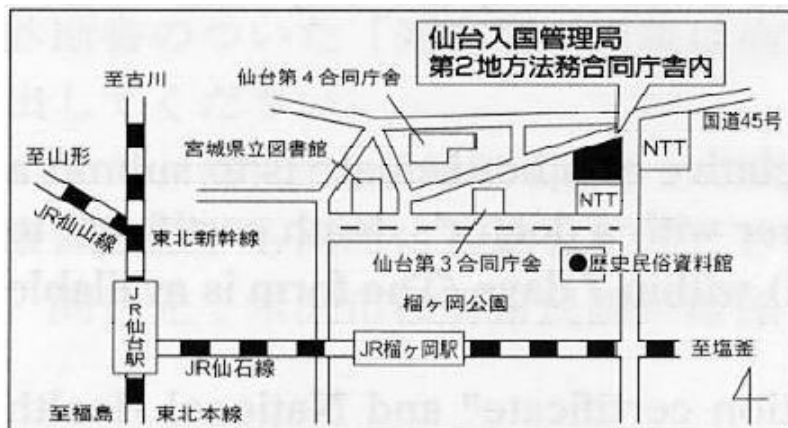
えいご かんこくご ちゆうごくご ことう  
英語、韓国語、中国語、スペイン語等

そうだんあんないじかん  
〔相談案内時間〕

でんわ といあわ おう でんわ かいがい  
電話による問合せにも応じます。電話 0570-013904（IP、PHS、海外  
03-5796-7112）

へいじつ  
平日 8：30～17：15

にゅうこくかんりきょく しよざいち  
 < 入国管理局の所在地 >  
 せんだいにゅうこくかんりきょく  
 仙台入国管理局  
 せんだいしみやぎのくごりん  
 仙台市宮城野区五輪1-3-20  
 せんだいだいにほうむごうどうちようしゃ  
 仙台第二法務合同庁舎  
 でんわ だい  
 電話022-256-6076 (代)  
 うけつけじかん  
 受付時間9:00~16:00  
 ど にちようび きゆうじつ のぞ  
 (土・日曜日、休日を除く)



## 5 婚姻・出生・死亡の届出

### (1) 婚姻届

市役所へ婚姻届を提出します。

婚姻届には「婚姻用件具備証明書」や「出生証明書」等の添付書類が必要ですので、詳しくはお問合せください。

問い合わせ先：米沢市役所市民課 電話22-5111 (代)

### (2) 出生届

日本で子どもを出産した場合は、14日以内に、医師の出生証明書のついた「出生届」を市役所市民課に提出してください。その際には「母子健康手帳」をお持ちください。

「出生届」手続き後、子どもの住民登録もします。

その際に、乳幼児の医療費補助を受けるための「子育て支援医療証」や児童手当の手続きもあります。

なお、子どもが生まれてから60日を超えて日本に滞在する場合は、出生後30日以内に入国管理局に在留資格を申請、取得しなければなりません。合わせて、駐日大使館か領事館に出生届けを行い、パスポートを取得します。

### (3) 死亡届

日本で死亡した場合には、親族または同居者が7日以内に、医師の死亡診断書のついた「死亡届」を市役所市民課に提出してください。

また、国民健康保険に加入している方は、「国民健康保険証」も返納してください。

問い合わせ先：米沢市役所市民課 電話22-5111（代）

## 6 印鑑

### (1) 印鑑の種類

日本では、サインと同じ意味で、自分の姓や名を彫った印鑑（はんこ）が用いられています。

印鑑は「実印」と「認め印」に分かれ、市役所に登録してある印鑑を「実印」と呼び、それ以外の「認め印」と区別します。

「実印」は押印することと、その実印の登録証明書とを合わせることで、その所有者の行為が法的に確認されます。よって、契約書作成や法的手続き、車の登録などのために使用されます。「認め印」は銀行口座の開設などその他軽易なものに使用します。印鑑ははんこ屋で作れます。「実印」をつくる際は、条件がありますので注意しましょう。

### (2) 印鑑登録

住民基本台帳に登録される15歳以上の人が市役所の市民課で印鑑登録することができます。申請は一人1個のみで本人が行わなければなりません。必要なものは、「在留カード」等の身分を証明するものと登録する印鑑です。

登録する印鑑は、住民基本台帳に登録されている名前と同じものにするように注意が必要です。

手続きが済むと「印鑑登録証」が発行されます。これは、「印鑑登録証明書」の交付申請の際に必要なになります。

登録できない印鑑もありますので、詳しくは市役所市民課へお問合せください。

問い合わせ先：米沢市役所市民課 電話22-5111（代）

※マイナンバーカードを持っていると、令和2年3月からコンビニエンスストアなどで各種証明が取得できるようになりました。詳しくは市役所市民課へお問合せください。

## 7 健康保険

日本に住んでいる人は誰でも、何らかの公的医療保険に加入しなければなりません。公的医療保険には、大きく分けて勤務先で加入する「健康保険」と、それ以外の人を対象とした「国民健康保険」の2種類があります。

### (1) 勤務先で加入する健康保険

会社等に勤務している場合は、被用者保険（社会保険）に加入します。詳しくは、勤務先にお問合せください。

### (2) 住んでいる市区町村で加入する国民健康保険

住民登録している人（在留期間が6ヵ月以上の人）や在留期間が3か月であっても、資料等で3か月を超えて滞在すると認められた人は、国民健康保険に加入しなければなりません。

勤務先の健康保険に入っている人や、生活保護を受けている人以外は、必ず加入しなければなりません。加入していないと、かかった医療費の全額（100%）を支払うこととなります。

#### (a) 加入手続

市役所市民課で手続きをしてください。手続きの際は、在留カード等の他に次のものをお持ちください。

- ① 他の市町村から転入したとき… 転出証明書
- ② 勤務先の健康保険をやめたとき… 勤務先の健康保険をやめた証明書
- ③ 子どもが生まれたとき… 印鑑、母子手帳、出生証明書

#### (b) 届出が必要なとき

市役所市民課で手続きをしてください。手続きの際は、次のものをお持ちください。

- ① 米沢市内で住所変更するとき… 国民健康保険証
- ② 米沢市外へ転出するとき… 国民健康保険証
- ③ 勤務先の健康保険に加入したとき… 勤務先の健康保険証、国民健康保険証
- ④ 死亡したとき… 国民健康保険証
- ⑤ 世帯主が代わったとき… 国民健康保険証
- ⑥ 保険証をなくしたり、汚したりしたとき

問合先：米沢市役所市民課 電話22-5111（代）

### (c) 医療費の支払

国民健康保険に加入している人は、治療に要した医療費の30%を医療機関の窓口で支払うことになっています。受診するときには、保険証を医療機関の窓口で提示してください。

### (d) 保険税の納付

保険税は、原則として世帯主が家族の分を代表して納付します。市から納税通知書が届いたら、指定された納期限までに納付します。保険税の計算は、家族構成、収入、その他の要素によって一人一人異なり、毎年変わります。

年度途中で帰国等の理由で脱退した場合、保険料は再計算され、脱退後でも精算分を納付しなければなりません。詳しくは担当窓口へお問合せください。

問合せ先：米沢市役所国保年金課 電話22-5111（代）

## 8 マイナンバーカード

マイナンバーカードは、顔写真付き、ICチップ付きのセキュリティーに優れたICカードです。本人確認をする公的な身分証明書やマイナンバーの証明として利用できるほか、転入転出手続の簡素化やICチップの電子証明書を利用した各種電子申請が可能です。

### (1) 申請方法

#### (a) 郵送による申請

通知カード下部のマイナンバーカード交付申請書に署名・押印のうえ、顔写真（6か月以内）を添付し受付センターに郵送します。

#### (b) スマートフォン・パソコン申請

マイナンバーカード交付申請書の申請書IDを利用し申請します。

### (2) 申請書を紛失した場合

マイナンバーカード交付申請書を再発行しますので、市役所市民課へ問い合わせください。

問合せ先：米沢市役所市民課 電話22-5111（代）



## 9 税金

### (1) 所得税

国に納める税金の一つに所得税があります。通常2月16日から3月15日までに、前年の1月1日から12月31日までの所得を税務署に申告し、所得税を納めます。給与所得者は給与から直接差し引かれます。

問い合わせ先：米沢税務署 米沢市門東町1-1-9 電話22-6320

### (2) 住民税

県に納める税金の一つに県民税、市に納める税金の一つには市民税があり、1月1日住所地の市役所で一括して課税されます。税額は、前年1年分の所得に応じて決定されます。納税の方法には、普通徴収の方法として事業所得者などの税金は納税通知書によって市役所から納税者に通知され、6月から翌年3月までの10回に分けて納税します。また、特別徴収の方法として給与所得者の税金は特別徴収税額通知書によって市役所から給与の支払者を通じて通知され、6月から翌年5月までの12回に分けて給与の支払者が毎月その人の給与から差し引きして納入します。

問い合わせ先：米沢市役所 電話22-5111（代）（課税に関して）税務課  
（納税に関して）納税課

### (3) 軽自動車税

軽自動車税やバイクなどの税金は、毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。購入や廃車、人に譲るとき、また、米沢市外へ転出するときは手続きが必要です。

下記の窓口へ手続きに必要なものを確認のうえ届出をしてください。

車両の種類	手続きを行う窓口・問合せ先
原動機付自転車（125cc以下）	米沢市役所 市民課
小型特殊自動車（農耕用、その他）	米沢市金池5-2-25 電話22-5111
*軽自動車（三輪、四輪など）	山形県軽自動車協会
*バイク（125cc超～250cc以下） （二輪の軽自動車）	山形市立谷川3-3553-2 電話 023-686-3600
*バイク（251cc以上） （二輪の小型自動車）	東北運輸局山形運輸支局 山形市大字漆山字行段1422-1 電話023-686-4711

するし い か だいこう だいこうですうりょう  
\*印については、以下のところで代行しています。(代行手数料がかかります)  
いちしゃ やまがたけんじか ようじどうしゃきょうかいけんなんしぶ  
(一社)山形県自家用自動車協会県南支部  
よねざわしくぼまちくぼた でんわ  
米沢市窪田町窪田325-5 電話37-3245

#### (4) その他

じょうき こていしきんぜいなど しぜい かぜい  
上記のほかに、固定資産税等の市税が課税になることもありますので、  
といあわ  
お問合せください。  
といあわせき よねざわしやくしよぜいむか でんわ だい  
問合せ先：米沢市役所税務課 電話22-5111 (代)

### 10 ねんきん 年金

さいいじょう さいみまん ひと にほんこくない きょじゅう ひと こくみんねんきん かにゆう  
20歳以上60歳未満の人で日本国内に居住する人は国民年金に加入しなければ  
なりません。国民年金に上乗せして、勤務先で加入する厚生年金、共済組合の  
せいど  
制度もあります。

#### (1) 国民年金

##### (a) かにゆう のうふ 加入・納付

しやくしよ とどけで ほけんりょう のうふ のうふしよ きんゆう  
市役所へ届出をし、保険料を納付しなければなりません。納付書により金融  
きかん まどぐち のうふ こうざふりかえ のうふ  
機関の窓口やコンビニエンスストアで納付したり、口座振替でも納付できます。

##### (b) しはら こんなん ばあい 支払いが困難な場合

しゅうにゆう ひと しゅうにゆう すく ほけんりょう のうふ こんなん  
収入がない人や、収入が少なくして保険料を納付することが困難なときは、  
しんせい ほけんりょう ぜんがく いちぶ めんじよ ばあい がくせい  
申請により保険料の全額または一部が免除される場合があります。また、学生  
ほけんりょう しはらい ゆうよ 「がくせいのうふとくれいせいど」 りょう  
は、保険料の支払が猶予される「学生納付特例制度」をご利用ください。

##### (c) ねんきん しきゅう 年金の支給

ろうれいき そねんきん しょうがいき そねんきん た しきゅう しゅるい じょうけん  
老齢基礎年金、障害基礎年金、その他、支給の種類により条件がありますの  
といあわ  
でお問合せください。

#### (2) こうせいねんきん 厚生年金

かいしゃとう つと こうせいねんきん かにゆう ねんきんほけんりょう こようぬし  
会社等に勤めていれば、厚生年金に加入します。年金保険料は雇用主も 1/2  
ふたん ほけんりょう きゅうりょう さしひ  
負担し、保険料は給料より差し引かれます。  
しきゅう かん こくみんねんきん ばあい おな  
支給に関しては、国民年金の場合とほぼ同じです。

#### (3) きこく 帰国するとき

こくみんねんきん およ こうせいねんきんほけん だつたいいちじきんしきゅうせいど  
国民年金、及び厚生年金保険には、脱退一時金支給制度があります。  
がいこくじん にほんたいざいちゅう ねんきん かにゆう ほけんりょう げつじょうおき ばあい  
これは、外国人が日本滞在中に、年金に加入し、保険料を6か月以上納めた場合、

きこくご ねんい ない しよてい てつづき したが せいきゆう だつたい いちじきん しきゆう せいど  
帰国後2年以内に所定の手続に従って請求すれば、脱退一時金が支給される制度  
です。

また、きこく ねんきん う と ばあい  
帰国したあとに、年金を受け取ることができる場合もあります。

くわしくは、こうせいねんきん かん つと じぎょうしょ かいしゃ  
厚生年金に関してはお勤めの事業所・会社へ  
こくみんねんきん かん よねざわしやくしょ でんわ だい また  
国民年金に関しては米沢市役所 電話22-5111 (代) 又は  
よねざわねんきんじむしょ でんわ といあわ  
米沢年金事務所 電話22-4220 へお問合せください

にちじょうせいかつ  
IV 日常生活

じゅうたく  
1 住宅

じゅうたく か つうじょうふどうさんぎょうしゃ とお さが いっぱんてき じぶん  
住宅を借りるときは、通常不動産業者を通して探すのが一般的です。自分の  
せいかつ あ じょうけん にほんじん ゆうじん きんむさき ひと いっしょ  
生活に合った条件をはっきりさせて、日本人の友人、勤務先の人などと一緒に  
ふどうさんぎょうしゃ い よ  
不動産業者に行ってもらいと良いでしょう。

ちゅうい  
注意！

にほん へ や めんせき しめ たんい つぼ じょう つか いっぱんてき  
日本では部屋の面積を示す単位で「坪」や「畳」を使うことが一般的です。

つぼ じょう へいほう  
1坪 = 2畳  $\div$  3.3058 m<sup>2</sup>  $\div$  35.583平方フィート

じょう たたみ まい ひろ やく ひろ  
1畳（畳1枚の広さ）は、約1.8m×0.9mの広さ

いえ か かた  
(1) 家やアパートの借り方

はじ けいやく  
(a) 初めて契約するとき

けいやくしょ  
・ 契約書

ちんたいけいやくしょ ひつようじこう かきこ おういん けいやくしょ せつめい  
賃貸契約書の必要事項を書込み押印する。契約書はしっかり説明しても  
らい、ふめい かくにん しょうめい おういん  
らい、不明なことは確認してから署名（サイン）、押印しましょう。

ほしょうにん  
・ 保証人

けいやくしょ しょうめい さい ひつよう にほんじん だれ  
契約書に署名する際に必要です。できれば日本人の誰かになってもらっ  
てください。ほしょうにん ちんたいけいやくしゃ しゃくやにん けいやくじょう せきにん  
てくださ。保証人は賃貸契約者（借家人）のかわりに契約上の責任を  
お ぎ む  
負う義務があります。

れいきん  
・ 礼金

けんりきん よ やぬし たい しはら かね やちん げつぶん  
権利金とも呼ばれ、家主に対して支払うお金です。家賃1～2か月分で、  
たいきよじ もど ちいき しはら  
退去時には戻りません。地域によっては、支払うことがない場合もあります。  
す。

しききん  
・ 敷金

けいやくじ やちん たいのう へ や そんしょう たい ほしょうきん やぬし  
契約時に家賃の滞納や部屋の損傷に対する保証金として、家主に  
しはら かね たいきよじ へ や しゅうりだい さ ひ のこ  
支払うお金です。これは退去時に部屋の修理代を差し引いて、残りがあれ  
ば返金されます。普通、家賃の1～3か月分です。

ちゅうかいりょう  
・ 仲介料

ふどうさんぎょうしゃ しはら すすりょう やちん げつぶん  
不動産業者に支払う手数料で、家賃の1か月分です。

やちん  
・ 家賃

げつぶん ちんたいりょう ふつう まいつきげつまつ よくつきぶん しはら  
1か月分の賃貸料のことです。普通、毎月月末までに翌月分を支払います。

・ 共益費

共用部分（アパートの階段、通路、その他）の維持、保全に必要な経費

以上、初めて契約するときに必要なお金は家賃の4～5か月分になります。

(b) 契約更新

賃貸契約の更新が必要な場合は、再度契約を結ぶ手続きが必要です。このとき、不動産業者に手数料を支払うこともあります。

(c) 解約

引越しなどで契約を解除したいときは、契約内容に従って事前（普通1か月前）に通知しなければなりません。通知しないで退去したり、退去の直前に申し出たりすると、翌月分の家賃を支払わなければならないことがあります。また、引越しのときは、光熱水費の支払を済ませ、部屋等は元通りのきれいな状態に戻してください。

(2) 公営住宅の借り方

県や市等の公共機関が運営している住宅で、住宅に困っている人で低所得者向けの安い家賃の住宅です。それぞれの担当部署への申込が必要で、入居希望が多い場合には抽選で決まります。

市営住宅についての問合せ先：米沢市都市整備課 電話22-5111（代）

県営住宅についての問合せ先：

山形県置賜総合支庁内 山形県すまい情報センター 電話24-2332

## 2 電気

### (1) 使用開始の申込

引越してきて初めて電気をを使うときは、配電盤の全てのブレーカーを「入」にしてください。電気が通電しているのを確認後、郵便受けまたは配電盤周辺に付いているはがきに、住所・氏名・電話番号・入居日を記入し、東北電力まで送ってください。(これが電気使用の申込になります)引越し前に、インターネットや、電話でも申し込みができます。

引越し・アンペア変更の申し込み 0120-175-266

電気が通電されない場合は、下記に電話してください。

停電・緊急時の問い合わせ 0120-175-366

### (2) 料金の支払

料金は、銀行や郵便局の口座からの自動支払の方法と、納付書によって近くの金融機関・コンビニエンスストアなどから支払う方法、クレジットカードで支払う方法があります。なお、期日までに支払わないと遅取料金が、翌月分に加算されます。

### (3) 電気器具について

米沢で供給される電気の電圧と周波数は、100V・50Hzです。電気器具を使用する前に、この規格にあっているかどうか調べてください。

### (4) 停電以外ですべての電気が切れたとき

容量以上の電気を使ったり、ショートした場合には、ブレーカーが自動的に下がり、電気の供給がストップします。使用していた電気器具のいくつかを消し、ブレーカーのスイッチを上げれば、元通り電気が復旧します。

### (5) 使用を停止したいとき

引越しなどで電気の使用をやめる時は、その5日前までに(株)東北電力へ電話で知らせてください。

## 3 水道

### (1) 使用開始の申込

日本では、水道水がそのまま飲料水として使用できます。水道の使用を開始するときは、米沢市役所上下水道部にある「給水装置・排水設備異動届」に必要

事項を記入の上、所有者（アパートの場合は大家さん）と、使用者本人が署名押印した上で、米沢市上下水道部の窓口に出してください。

## (2) 料金の支払

水道料金は、毎月納付書で知らせます。公共下水道を使用できる区域では、下水道料金も同時に支払います。

支払の方法は、金融機関の口座振替による方法と、納付書によって近くの金融機関から支払う方法とがあります。

## (3) トラブルが起きたとき

漏水や水道管の破裂などの故障が起きたときは、まず、水抜き栓を締めてから水道工業者に連絡してください。

## (4) 凍結を防ぐには

冬期間、気温がマイナス4℃（摂氏）以下になると、水道管が凍結することがありますので、夜間または長い間水道を使用しないときは、凍結防止のために「水抜き」をしてください。凍結してしまった場合は、蛇口を開いてから管にタオルを巻きつけてぬるま湯をかけると、水が出るようになります。それでも水が出ない場合は、水道工業者に連絡してください。

### 「水抜き」の方法

- ① 蛇口を開けて水を出してください。
- ② 水を出したまま、水抜き栓をハンドルが止まるまで右に回します。

## (5) 使用を停止したいとき

転居などでの水道の使用を止めるときや、一時的に長期間使用を中止するときは、その1週間前までに、住所、氏名、引越し日、転居先、精算する際の料金の支払方法を、上下水道部にお知らせください。

問い合わせ先：米沢市上下水道部 米沢市金池5-1-23 電話22-4511

## 4 ガス

### (1) 使用開始の申込

プロパンガス取扱店に連絡すると、係員が来てガスを使用できるようにしてくれます

## (2) 料金の支払

ガス料金の支払は毎月検針後に集金人による集金か、口座からの自動支払になります。

## (3) ガス漏れのときは

もしガス漏れに気がついたら、窓やドアを開け放し、ガス栓やメーターコックをすぐに閉め、ガス取扱店に連絡してください。

プロパンガスは空気より重いので、ほうきのようなもので掃きだします。

## (4) 使用を停止したいとき

ガスの使用を中止する場合は、その数日前までにプロパンガス取扱店に連絡してください。

# 5 電話

## (1) 固定電話の新設

家に電話を新しくつけるときは、NTTに申し込みます。

申込には、氏名、住所を証明するもの（パスポート、在留カード、特別永住者証明書、または外国人登録証明書、運転免許証など）が必要です。取り付けは有料です。

申込時には、工事日を決めます。工事日には在宅していなければなりません。詳しくは、局番なしの電話番号116にお問合せください。

### (a) 携帯電話等

携帯電話については、各社にお問合せください。

### (b) 料金の支払

使用した電話料金の請求書は毎月自宅に郵送されます。支払方法は、直接金融機関・コンビニエンスストアまたは会社に請求書を持参して支払う方法と、金融機関の口座からの自動支払の方法とがあります。

## (2) 国内電話

米沢市の市外局番は(0238)です。市外からかけるときは、ダイヤルしてください。

### (a) 電話番号の見方

0238-12-3456 ①市外局番 (米沢市は0238)  
① ② ③ ②市内局番 ③契約者番号



(b) 長距離電話

長距離電話をかける場合、NTTコミュニケーションズ以外にも次のサービス会社があります。

KDDI(株)

問合せ：電話 0077-777

ソフトバンクテレコム(株)

問合せ：電話 0120-0088-82

(c) 各種の問合せ番号

ダイヤル116番—NTTへの問合せ、新設、移転

ダイヤル117番—時刻の案内(有料)

ダイヤル113番—電話の故障

ダイヤル104番—電話番号案内(有料)

ダイヤル106番—コレクトコール(オペレータ扱い)

ダイヤル177番—天気予報(有料)

(d) 公衆電話

電話ボックスや駅、店頭などにはピンク、緑、グレーの色をした公衆電話があります。その大部分は緑やグレー色のもので、テレホンカードや10円、100円硬貨が利用できます。ただし、100円硬貨の場合はつり銭は戻りません。市内電話の場合10円で1分話すことができます。通話終了の合図がなったら追加の硬貨やテレホンカードを入れてください。

(3) 国際電話

<直接外国の電話番号をダイヤルする場合>

主なサービス会社は以下のとおりです。

会社名	問合せ先	電話のかけ方
NTTコミュニケーションズ株式会社	0120-506506	0033-010-国番号 -市外局番-電話番号
ケーディーディーアイ株式会社(KDDI)	0057	001-010-国番号 -市外局番-電話番号
ソフトバンクテレコム株式会社	0120-03-0661	0061-010-国番号 -市外局番-電話番号

(例) アメリカ合衆国ニューヨークの123-4567にかける場合で

KDDIを使う場合:001-010-1-212-123-4567

(4) 電報

<国内電報>

日本国内に電報を打つ場合は、電話で申し込むのが一般的です。

申し込むときは、ダイヤル115番へ。

<国際電報>

国際電報は電話による受付を行っています。

番号は 0053519 または 0120-44-5124

6 郵便・宅配サービス

(1) 国内郵便

郵便局は赤い「〒」のマークが目印です。郵便ポストは赤の箱型あるいは円筒形をしています。

窓口時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (土日祝祭日は休業)

※米沢郵便局のみ 月曜日～金曜日 9:00～19:00

ゆうゆう窓口の営業時間は月曜日～金曜日 8:00～20:00

土曜日 8:00～17:00

日曜日・休日 9:00～12:30

問い合わせ先：米沢郵便局 電話22-5005

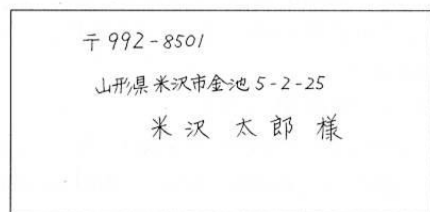
<宛名の書き方例>

宛名(住所・氏名)は縦横どちらでもかまいません。

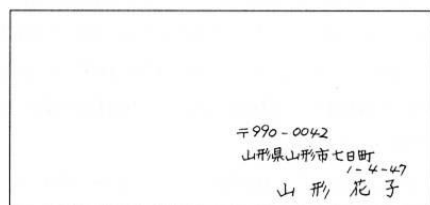
(はがき)



(封筒表)



(封筒裏)



つうじょうゆうびんぶつ  
 < 通常郵便物 >

くべつ 区別	サイズ	りょうきん 料金
つうじょう 通常はがき	しせい 私製はがき (絵葉書など) 長辺 14 cm ~ 15.4 cm 短辺 9 cm ~ 10.7 cm 重さ 2 g ~ 6 g ※官製はがきは ゆうびんきょく 郵便局などで販売しています 1枚52円(注1)	しせい 私製はがきは、63円 (注1) 切手を 貼って投函してくだ さい
ていけいゆうびんぶつ 定形郵便物 (封書)	ちようへん 長辺 14 cm ~ 23.5 cm 短辺 9 cm ~ 12 cm あつ 厚さ 1 cm 以下 重さ 50g まで	25 g まで 84円(注1) 50g まで 94円(注1)
ていけいがいゆうびんぶつ 定形外郵便物	ていけいがい 定形以外の郵便物で重さは 4kg まで (最大) 長辺 (60 cm 以内)、短辺厚さの合計が 90 cm 以内 (最小) 長辺 14 cm 短辺 9 cm (円筒形など) 長さ 14 cm 直径 3 cm	りょうきん 料金は重さにより異 なりますので簡合せ ください。
こづつみゆうびんぶつ 小包郵便物 (ゆうパック)	おも 重さは 30 kg 以内 おほ 大きさは、長さ・幅・厚さの合計が 1.7m 以内。 (円筒形など) 長さ 14 cm 直径 3 cm	

(注1) 令和元年10月1日からの値段。

この他、速達、書留、現金書留などの特殊取扱などもあります。

問い合わせ先：米沢郵便局 電話22-5005

< その他 >

○留守の場合

書留や郵便小包などの配達の時、留守の場合は「不在配達通知書」を置いて、その郵便物を7日間保管します。配達については、通知書に配達希望日や配達先を記入して投函するか局まで電話連絡します。受け取りの際は、通知書と身分を証明できるもの(在留カードなど)、印鑑(持っていれば)が必要となります。

○転送サービス

引っ越しの際に、郵便局に転居届を出すと、その日から1年間、旧住所宛の郵便物を新住所に無料で転送します。

ただし、国内に限ります。

## (2) 国際郵便

### <航空通常郵便物>

郵便はがき 世界各国72円(注1)切手で均一

書状(定形、定形外)小包など料金は重さや地域により異なりますので、

お問い合わせください。

※この他船便もありますが航空便より日数を要します。

問合先：米沢郵便局 電話22-5005

(注1)平成26年4月1日からの値段。

### <国際エクスプレスメール(EMS)>

書類や物品などの郵便物(重さは国により異なります)を最も早く海外へ送る国際郵便です。引受けから配達まで最優先で取扱い「荷物が今どこにあるのか」という配達状況も確認できます。

### <エコノミー航空(SAL)郵便>

海外あての郵便物を日本国内と到着国内では船便として扱い、両国間は航空輸送する。船便より速く、航空便より安いサービスです。

### <英語による郵便案内サービス>

電話で英語による郵便案内サービスを行っています。

電話0570-046-111

## (3) 宅配便

郵便局が遠かったり、持ち込むのが面倒な荷物は宅配便が便利です。表示の出ている店や、コンビニエンスストアなどで取り扱っているほか、電話で申し込めば自宅にも集荷に来てくれます。日本中どこでも数日中に配達してくれます。(一部地域を除く)

### <主な運送業者>

佐川急便 米沢店 電話37-5500

第一貨物 米沢支店 電話23-3363

日本通運 米沢支店 電話23-0202

ヤマト運輸 お客様サービスセンター 電話0120-019625

三八五貨物自動車運送 米沢営業所 電話37-2170

米沢合同運送 電話22-1430

## 7 金融サービス

### (1) 銀行

#### <銀行の営業時間>

窓口 月曜日～金曜日 9:00～15:00 (土曜日、日曜日、祝祭日は休業)

#### <口座の種類>

- 普通預金：預け入れ、払い戻しは自由ですが金利は低くなっています。  
所定の申込により公共料金（税金、電気、電話、水道等）やNHK受信料の自動振替ができます。
- 貯蓄預金：一定額以上の預金額となっていれば、普通預金より高い金利となります。預け入れ、払い戻しは自由です。
- 定期預金：普通、貯蓄預金より金利は高いのですが、払い戻しは決められた期間が過ぎないとできません。

#### <口座の開設>

在留カードまたは旅券と印鑑を持って銀行の窓口に申し込みます。

ATM(自動預金預入支払機)などが利用できるキャッシュカードの発行も申し込みます。

#### <預金と払戻方法>

銀行の所定の様式に記入して窓口に申し込みます。払戻しの場合は、口座を開設した時に登録した印鑑と通帳が必要です。

#### <ATM(自動預金預入支払機)>

金融機関の窓口に行かなくても、ATMを使って自由に自分の口座に預金したり口座からの払戻しをしたりできます。使用可能時間を確認の上、利用してください。

### (2) 郵便局

郵便局でも、銀行同様に金融業務を行っており、日本のどこの郵便局でも自由に出し入れができます。手続は銀行とほとんど同じでキャッシュカードも作れます。

### (3) 外国への送金、両替

外国への送金、両替等は郵便局や銀行でできます。

詳しくは金融機関へ問合せください。

## 8 ごみ


よねざわし ちきゅうおんだんかぼうし じゅんかんがたしやかい こうちく はいきぶつ げんりょう  
米沢市では、地球温暖化防止、循環型社会の構築をめざし、廃棄物の減量と  
しげん ゆうこうりょうおよ すいしん げんりょう こころ  
資源の有効利用およびリサイクルを推進しています。ごみの減量を心がけ、ごみ  
ぶんべつ きょうりよく  
の分別にご協力ください。

### (1) ごみ出しの注意事項

- ・ 収集日（指定日）を守ってください  
(地区により指定日が異なります。「ごみ収集カレンダー」をご覧ください)
- ・ 収集日当日、朝7時30分までに出してください。
- ・ きちんと分別して出してください。
- ・ ごみ袋に指定のあるものは指定の袋に入れてください。(5kg/袋まで)
- ・ ごみ収集所は、町内会やアパート管理者が設置し、管理しています。決められた収集所以外に出さないでください。

### (2) 基本的な分別(7分別)

#### (a) 可燃性ごみ「指定ごみ袋(有料袋)：(大)(小)赤色文字」

プラマーク  があって汚れが落ちないもの、生ごみ、紙ごみ、靴、記録媒体類 (VIDEO テープ CD, DVD など)

#### (b) 不燃性ごみ「指定ごみ袋(有料袋)：(大)(小)緑色文字」

スプレー缶 (使いきり穴を開ける)、ライター (使いきる)、プラマークのないプラ製品、小型電気製品、ガラス製品、金属類

#### (c) プラスチック製容器包装「指定資源ごみ袋(有料袋)：(大)(小)オレンジ色文字」

商品を含んでいた (保護又は固定していた) プラスチック製のパッケージ、ボトル、カップ、袋類。(プラマークがあっても汚れていないもの。中身を使用または飲食して不要となったプラスチック製のパッケージ、ボトル、カップ、袋類)

#### (d) ペットボトル「指定資源ごみ袋(有料袋)：(大)(小)オレンジ色文字」

飲料用、酒類用、しょうゆ用のペットボトル表示のあるもの

#### (e) 粗大ごみ「粗大ごみ用ステッカー(有料)」

指定ごみ袋に入らない大きなもの、または5kgを超えるもの。  
電話申込による個別回収です。(電話22-5235)

(f) 有害ごみ（中身の見える袋に入れて出す）

水銀などの有害物質が含まれているもの。

蛍光管・乾電池・水銀体温計

(g) 分別資源物

古紙類（新聞・チラシ、段ボール、牛乳パック、雑誌（前記以外の紙類）

十字にひもで束ねて出す

食料品・飲料品の缶やビン、古繊維類。

（中身の見える袋に入れて出す）

○指定ごみ袋、粗大ごみ用ステッカーの取扱店



このステッカーの貼ってあるスーパー、ホームセンター、商店などで取扱っています。

(3) 家電4品目（テレビ・冷蔵庫（冷凍庫含む）・洗濯機・エアコン）の処理

消費者がリサイクル費用を負担し、小売業者が収集運搬し、製造業者

がリサイクルを行うという、それぞれの役割分担のもとに、ごみ減量化と再資源化を図っています。

小売店や収集運搬許可業者に依頼する方法と指定取引所に運搬する方法があります。

詳しくはお問合せください。

(4) パソコンの処理

メーカー受付となります。各社にお問合せください。

問合せ先：米沢市役所環境生活課 電話22-5111（代）

## 9 ペット

### (1) 犬の登録

犬を飼う場合は、生後91日以上いぬ かならの犬は必ず登録（生涯1回）と毎年1回のきょうけんびょうよぼうちゅうしゃ狂犬病予防注射をしなければなりません。

### (2) 登録の方法

#### ○未登録の場合

子犬が生まれたり、譲り受けたりした場合は、生後3か月頃に市役所又は動物病院で登録を行ってください。（春の狂犬病予防注射の会場でも登録できます）登録料は3,000円です。

#### ○既登録の場合

既に登録の済んだ犬を譲り受けた場合には、前飼い主から「鑑札」も忘れずに譲り受け市役所にお越しくください。

#### ○犬が死亡した場合等

犬が死亡した場合には、市役所または動物病院に死亡届を出してください。鑑札を紛失した場合には申し出てください。再交付いたします。

費用 死亡届 無料  
鑑札再交付 1,600円

問い合わせ先：米沢市役所環境生活課 電話22-5111（代）

### (3) 狂犬病予防注射

毎年1回春に狂犬病の予防注射があります。市役所より通知が送られますので必ず受けてください。費用は3,100円です。

#### (狂犬病予防注射指定獣医師)

病院名	住所	電話
北條動物病院	城北1-3-9	23-7030
米沢動物病院	花沢町1-9-95	24-4911
佐藤ひさし動物病院	御廟2-7-13	26-5488
てらやま動物病院	金池7-3-3	21-5778
さくらぎ動物病院	桜木町1-41-3	24-7223
新野動物病院	高畠町福沢152-3	57-5003



# 10 自動車等の運転

## (1) 運転免許について

### (a) 国際運転免許証を持っている場合

原則として、国際運転免許証で運転できます。日本で運転できる期間は日本に上陸した日から起算して1年以内でかつ国際運転免許証の有効期間内です。その後、日本に運転する場合には日本の運転免許証が必要です。

3か月未満の出国期間で新しく取得した国際運転免許証では日本で運転できない場合が多いので注意してください。

### (b) スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、スロベニア、モナコ、台湾の国の運転免許証を持っている場合

領事館、JAFなどで作成した翻訳証明書を添付した場合、入国から1年以内かつ自国の運転免許証の有効期間内は運転できます。

### (c) 外国免許からの切り替え

外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切り替えることで運転できます。なお、切り替えの際に行われる知識と技術の確認等は、日本の運転免許制度に準じて行われます。

## ○切り替えの条件

- ・ 現在持っている外国の運転免許証が有効期間内であること
- ・ 外国の運転免許証を取得した日から、3か月以上その国に滞在したことが証明できること
- ・ 日本の法令で定める道路の交通の方法その他の自動車等の運転について必要な知識を有していること

## ○予約の申込み

- ・ すべて予約となります。初めて書類審査を受ける方または学科、技能の審査を受ける方は予約をしましょう。
- ・ 書類審査で受験資格があると認められた方は、受験申請書を作成し申請します。試験手数料は、2,200円です。
- ・ 外国免許証の発給国によっては、提出書類等が異なりますので、事前にお問い合わせください。

○書類審査のために必要な書類

- ① 外国の運転免許証
- ② 旅券（パスポート）
- ③ 住民票
- ④ 在留カード又は特別永住者証明書
- ⑤ 写真（申請前6か月以内撮影、正面、上三分身、無帽、無背景で縦3 cm × 横2.4 cm）1枚
- ⑥ 外国の免許証の日本語による翻訳文（J A F 又は大使館等で発行）  
～ J A F 山形支部～山形市小立2丁目1-59 電話023-625-4520

※他証明書類

◇中国免許から切り替えの方は、中華人民共和国発行の「居民身份证」

◇フィリピン免許から切り替えの方は「オフィシャルレシート」

◇イギリス免許から切り替えの方は「カウンターパート」

○学科審査

自動車等の運転に必要な知識に関する審査（5分間）を実施します。

10問中7問以上正解を合格とし、合格日より6か月間、学科は免除となります。（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ペルシャ語、ロシア語、タイ語、タガログ語の9か国語）

○技能審査

学科審査に合格した方は、技能審査を受けます。

○合格後の免許証の交付

学科審査と技能審査に合格した方は、翌日、適正試験に合格して、すべての合格となります。免許証の交付手数料は2,050円です。

詳しいことのお問合せ又は予約先

山形県総合交通安全センター 試験係

〒994-0068 天童市大字高掬1300 電話023-655-2150

d) その他

日本人と同じ方法で取得する場合、日本では自動車教習所で教習を受け取得するのが一般的です。費用は30万から40万円、期間は1か月から2か月くらいかかります。詳しくは最寄の自動車教習所へお問合せください。

## (2) 運転するときの注意など

### (a) 交通規則等

日本では車、オートバイ、自転車は左側通行。歩行者は右側通行となります。信号機のない横断歩道は歩行者優先です。また、飲酒運転に対して厳しい罰則等があります。

### ○車の運転

- ・後部座席を含む全座席のシートベルトの装着が義務付けられています。
- ・走行中の携帯電話の使用は禁止されています。
- ・6歳未満の子どもはチャイルドシートの義務化がされています。

### ○バイクの運転

バイクは50cc以下のものは普通免許で運転できますが、それ以上の排気量を持つバイクはそれぞれの免許が必要です。また、運転するとき及び同乗するときにはヘルメットの使用が義務付けられています。

### ○自転車の駐輪

JR米沢駅周辺の路上は自転車の駐輪が禁止されていますので、サイクルパーク Rin・Rinまたは米沢市営駅東自転車駐輪場に駐輪してください。

## (3) 自動車・バイクの所有

### (a) 登録（車両登録）

自動車やバイクを所有する場合、登録が必要です。また、住所や所有者の変更、廃車等、登録した事項に変更がある場合にも手続きが必要です。購入した店に依頼するか下記に問合せください。

- ・普通自動車、排気量251cc以上のバイク  
山形陸運支局 電話023-686-4711
- ・軽自動車、排気量126～250ccのバイク  
軽自動車検査協会 電話023-686-6080
- ・排気量125cc以下のバイク  
米沢市役所市民課 電話22-5111（代）

### (b) 自動車検査（車検）

自動車や排気量251cc以上のバイクを持っている人は一定期間ごとに国が実施する検査を受け、運行の際には車検証を携帯しなければなりません。新車の乗用車を購入した場合は、3年目に最初の車検を受け、以後2年ごとに車検を

う  
受けます。

### (c) 保険の手続

#### ① 強制保険（自動車損害賠償保険）

ほうりつ げんつきじてんしゃ ふく じどうしゃ しよゆうしゃ じどうしゃ  
法律によって、バイク、原付自転車を含むすべての自動車の所有者に自動車  
だい かにゆう ぎ むづ ほけん  
1台ごとに、加入することが義務付けられている保険です。

#### ② 任意保険

きょうせいほけん じどうしゃそんがいばいしょうほけん ほしょう げんかい じんしんじこ お  
強制保険（自動車損害賠償保険）の補償には限界があり、人身事故を起こ  
した場などは十分とはいえません。任意保険では強制保険の対象とな  
らな事故の場合も保障があります。また、最近では強制保険の保険金  
いじょう ばいしょうきん しはら おお さいきん きょうせいほけん ほけんきん  
以上の賠償金を支払うことも多くなっていますので任意保険に入ること  
を勧めます。事故の時には相手との交渉なども保険会社の人々が代わりにや  
すす じこ ととき あいて こうしょう ほけんかいしゃ ひと か  
ってくれます。任意保険については強制保険に加入するときに尋ねてくだ  
さい。

### (d) 自動車税

くるま しよゆうしゃ じどうしゃぜい か  
車の所有者には自動車税が課せられます。

のうにゆうつうちしよ とど きげん おさ  
納入通知書が届いたら期限までに納めましょう。

また、ふめい てんとう のうにゆうつうちしよ らん うえ といあわ  
不明な点等は納入通知書をご覧の上、問合せください。

## 1 1 交通機関

### (1) 電車（JR）

じこくひょう いっぱん とうきょうほうめん む れっしゃ のほ れっしゃ よ  
時刻表などでは一般に、東京方面に向かう列車を「上り」列車と呼び、  
とうきょう よねざわほうめん む れっしゃ くだ れっしゃ よ  
東京から米沢方面などへ向かう列車を「下り」列車と呼んでいます。

じょうしゃけん きつぷう していせきけん えんきよりきつぷう のぞ じどうはんばいき か  
乗車券（切符）は指定席券や遠距離切符などを除いて自動販売機で買えます。

えき きつぷう ば りょうきんひょう えきめい うんちん ひょうじ  
駅の切符売り場には料金表があり、駅名と運賃が表示されています。

しんかんせん の ばあい じょうしゃけん ほか とつきゅうけん ひつよう こ りょうきん  
新幹線に乗る場合には、乗車券の他に特急券が必要となります。子ども料金  
など不明な場合はお問合せください。

の こ ばあい しやしょう げしゃ えき せいさんじよ もう で  
乗り越した場合には、車掌や下車した駅の精算所に申し出てください。

といあわせさき ひがしにほんよねざわえき でんわ  
問合せ先：JR東日本米沢駅 電話22-1130

### (2) バス

#### (a) 路線バス

しな内にはしみんバスとやまこ交バスが走っています。うんこうじこく ろせん ていりゅうじよなど  
市内には市民バスと山交バスが走っています。運行時刻、路線、停留所等は  
といあわせさき といいあわせさき よねざわしやくしよそうごうせいさくか でんわ だい  
お問合せください。問合せ先：米沢市役所総合政策課 電話22-5111（代）

## ＜バスの乗り方＞

### ○前払いの場合（均一料金の場合）

- ① 乗車の際、料金を前払いする。
- ② 目的地のバス停が近づき、車内アナウンスがあったら、「降車ボタン」を押す
- ③ バスが停車したら、降車口から降車する

### ○後払いの場合

- ① 乗車の際は発券機から整理券をとる
- ② 目的地のバス停が近づき、車内アナウンスがあったら、「降車ボタン」を押す
- ③ バスが停車し降車する時、料金入れに乗車料金と整理券を一緒に入れる、おつりがないように入れる。料金は、車両前方部のデジタルパネルに整理券の数字に対応した料金が表示される。わからない場合は、降りる際に運転手に聞いてください。

## (b) 長距離高速バス

東京までの長距離高速バスが運行しています。席は全て予約指定制です。詳しくはバス会社までお問合せください。

### ○長距離高速バス会社

会社名	連絡先	ホームページ
東北急行バス	03-3529-0321 (9:30~19:00) 03-3529-2241 (19:00~21:00, 当日夜の空席案内)	<a href="http://www.tohoku-express.co.jp">http://www.tohoku-express.co.jp</a>

## (3) タクシー

空車のタクシーはフロントガラスの所に赤く「空車」と表示されていますので、タクシー乗り場や路上で手を上げて合図をします。タクシーの配車サービスを依頼することもできます。

### ○主なタクシー会社

会社名	連絡先
吾妻観光タクシー	22-1317
今村タクシー	22-2360
辻タクシー	23-3200
ツバメタクシー	22-1301
マルミヤタクシー	55-2001
米沢タクシー	22-1225

#### (4) レンタカー

レンタカーは車の型、年数、借用期間などによって料金が異なります。  
レンタカーを借りる場合には、日本で運転可能な免許証のほかに、外国人登録  
証明書などが必要となる場合がありますので各社に問合せください。

#### ○主なレンタカー会社

会社名	連絡先
駅レンタカー米沢営業所	22-8161
樹氷レンタカー	22-6040
トヨタレンタリース山形米沢営業所	26-0100
日産レンタカー米沢営業所	37-8223
ニッポンレンタカー米沢営業所	24-4363
昆龍レンタカー	24-3618
ヨネザワレンタカー	22-2208

## 12 マスメディア

### (1) テレビ

米沢で通常のアンテナで受信できるテレビ放送は、NHK2局と民放4局です。  
テレビのある家ではNHK受信料を支払わなければなりません。ケーブルテレビ  
(CATV) やBS (衛星放送)、CS (通信衛星) 放送にも加入することができます。  
詳しくはニューメディア米沢 (NCV) や電気店などで問合せください。  
ケーブルテレビの問合せ先：ニューメディア米沢 (NCV) 電話24-2525

### (2) 新聞

市内には地元新聞社発行の新聞、全国紙、外国語による新聞などが発行されて  
います。希望の新聞は、販売店へお問合せください。

### (3) インターネット

日本にはプロバイダー会社がたくさんあります。  
使用目的や時間帯など自分にあったサービスを提供する会社を選びましょう。  
また、市立米沢図書館 (ナセBA) ではインターネット用のパソコンが設置さ  
れています。教育機関向けのフィルタリングを施していますので、お子さんで  
も安心してご利用いただけます。利用マナーを守ってご利用ください。

使用料：無料 \* 1人1回につき30分以内

### 13 町内会ちょうないかい

町内会ちょうないかいは、地域ちいきでの助け合たすあいや親睦しんぼくの場ばとして自治的じちてきな活動かつどうをしています。  
入会にゅうかいは義務ぎむではありませんが、日常にちじょうの生活情報せいかつじょうほうの入手にゅうしゅや地域社会ちいきしゃかいにとけ込む  
ためには入会にゅうかいした方がほう良いよでしょう。入会金にゅうかいきん、毎月まいつきの会費かいひはそれぞれの町内会ちょうないかい  
によって異ことなります。

# V 健康管理・医療

## 1 医療機関

### (1) 医療機関

米沢市内には入院できる4つの大きな病院の他、診療科が限定された医院がたくさんあります。かかりつけの医者を決めておくとよいでしょう。

#### 米沢市の病院

病院	電話番号	住所
米沢市立病院	22-2450	米沢市相生町6-36
三友堂病院	24-3700	米沢市中央6-1-219
舟山病院	23-4435	米沢市駅前2-4-8
国立病院機構米沢病院	22-3210	米沢市大字三沢6100-1

#### 診察を受けるとき

受診のための時間予約制は歯科をのぞいてはほとんどなく、当日の受付順が一般的です。大きな病院ではかなり待たなければならないこともあります。

日本語に自信のない場合は日本語を話す友人と行ったり、通訳を依頼するなどするとよいでしょう。また、多言語問診票（神奈川県国際交流協会作成）などを利用するのも便利です。

多言語問診票の詳しい情報は、米沢市国際交流協会（YIRA）のホームページや同協会へ電話等でお問合せください。

#### 神奈川県国際交流協会のホームページ

<http://www.k-i-a.or.jp/medical/index.html>

または米沢市国際交流協会のホームページ <http://www.yira-yonezawa.org>

米沢市国際交流協会 電話 0238-33-9146

山形県米沢市金池3-1-14 置賜総合文化センター1階

### (2) 休日、夜間の診療

#### (a) 平日夜間・休日診療所

平日の夜や休日に具合が悪くなった場合、重症でなければ平日夜間・休日診療所で受診してください。

#### ○ 平日夜間・休日診療所

電話22-9922 米沢市西大通1-5-60

診療科目 内科・小児科



しんりょうび にち しゅくじつ がつ にち がつ か がつ か  
**診療日** 日、祝日、12月31日、1月2日、1月3日  
 しんりょうじかん  
**診療時間** 9:00~17:00  
 へいじつやかんしんりょうじかん  
**平日夜間診療時間** 19:00~21:30

**(b) 救急輪番病院**

よねざわしりつびょういんさんゆうどうびょういんふなやまびょういん びょういん まいにちこうたい きんきゅう  
**米沢市立病院、三友堂病院、舟山病院の3つの病院で毎日交代で緊急**  
 しんりょう おこな  
**診療を行っています。** とうばんび し こうほう  
**当番日については市の広報などでお知らせして**  
**いますが、夜間当番医案内や病院に問い合わせただいてもわかります。**  
 きゅうきゅうりんぼんびょういん じゅうしやう かんじや じゅしん かんじや かなら  
**救急輪番病院では重症の患者さん。受診する患者さんのうち、必ずしも**  
 きんきゅうせい ほんだん ばあい じかんがいしんりょうとくべつりょうきん ふたん  
**緊急性がないと判断される場合、時間外診療特別料金を負担していただきます。**

びょういん 病院	でんわばんごう 電話番号	じゅうしょ 住所
よねざわしりつびょういん 米沢市立病院	22-2450	よねざわしあいおいちやう 米沢市相生町6-36
さんゆうどうびょういん 三友堂病院	24-3700	よねざわしちゆうおウ 米沢市中央6-1-219
ふなやまびょういん 舟山病院	23-4435	よねざわしえきまえ 米沢市駅前2-4-8
きゅうじつやかん とうばんいあんない 休日夜間当番医案内	21-1191	

**(3) 外国人医療情報センター**

とくていひ えいりかつどうほうじんこくさい やまがた けんない いりやう かん  
**特定非営利活動法人国際ボランティアセンター山形では、県内の医療に関する**  
 じょうほうていきやう いりやうつうやく ほんやく しょうかい おこな  
**情報提供や医療通訳・翻訳の紹介を行っています。**

**(a) 医療を含む生活全般の相談**

そうだんいん でんわ そうだん むりやう おこな  
**相談員による電話の相談を無料で** 行っていきます。  
 ちゅうごくご えいご にほんご  
**中国語、英語、または日本語** 9:30~18:00  
 でんわ 023-634-9830 (平日) 090-2365-1208 (土日可)

**(b) 通訳、翻訳の相談**

いりやう ほうりつ きやういくかんけい つうやく ほんやく こま そうだん  
**医療、法律、教育関係の通訳、翻訳でお困りのときはご相談** ください。  
 ちゅうごくご かんこくご ぽるとガルご フィリピンご その他

といあわせさき とくていひ えいりかつどうほうじんこくさい やまがた  
**問合先：特定非営利活動法人国際ボランティアセンター山形**  
 でんわ  
**電話** 023-634-9830

## 2 健康診査

### (1) 米沢市の健康診査

米沢市では、生活習慣病の予防、早期発見のために各種の健診を行っています。実施時期や場所などは、市の広報等を通じてお知らせします。

米沢市で実施している健診は次のとおりです。

- ・はつらつ基本健診 一対象：18歳から39歳までの男女
- ・特定健康診査 一対象：40歳以上74歳までの米沢市国民健康保険被保険者
- ・後期高齢者健康診査 一対象：75歳以上の後期高齢者医療被保険者
- ・胃がん検診 一対象：40歳以上の男女
- ・大腸がん検診 一対象：40歳以上の男女
- ・子宮頸がん検診 一対象：20歳以上の女性
- ・乳がん検診 一対象：40歳以上の女性（隔年検診）
- ・肝炎ウイルス検診 一対象：40歳以上の男女で過去に肝炎ウイルス検診を受けていない人

問合先：米沢市すこやかセンター 健康課

米沢市西大通1-5-60 電話24-8181

### (2) HIV検査(AIDS)、性器クラミジア感染症検査

エイズに関する相談、HIV抗体検査は、置賜保健所で行っています。また、性器クラミジア感染症検査に関する相談、抗体検査も行っています。どちらの相談、検査とも匿名で受けられ、プライバシーは守られます。いずれの検査料も無料です。結果は、1週間後にお知らせします。

電話相談日

月曜日から金曜日（祝祭日等をのぞく）8:30~17:15

検査日

毎週月曜日（祝祭日等をのぞく）13:00~14:00

（抗体の検査は、事前に御連絡ください。）

問合先：置賜保健所 電話22-3002 米沢市金池7-1-50

### (3) C型肝炎ウイルス検査

C型肝炎に関する相談、検査も保健所で行っています。匿名で受けられ、料金は無料です。

電話相談日 月曜日から金曜日（祝祭日等をのぞく）8:30~17:15

問合先：置賜保健所 電話22-3002 米沢市金池7-1-50

## VI 子<sup>こ</sup>ども

### 1 妊<sup>にん</sup>娠<sup>しん</sup>したら

妊<sup>にん</sup>娠<sup>しん</sup>かなとおも<sup>おも</sup>ったら、病<sup>び</sup>院<sup>いん</sup>（産<sup>さん</sup>科<sup>か</sup>）等<sup>など</sup>で診<sup>しん</sup>察<sup>さつ</sup>をう<sup>う</sup>けましょ<sup>う</sup>う。医<sup>い</sup>師<sup>し</sup>の診<sup>しん</sup>断<sup>だん</sup>後<sup>ご</sup>、  
届<sup>とど</sup>出<sup>け</sup>をす<sup>す</sup>ると母<sup>ぼ</sup>子<sup>し</sup>健<sup>けん</sup>康<sup>こう</sup>手<sup>て</sup>帳<sup>ちやう</sup>が交<sup>こう</sup>付<sup>ふ</sup>され、妊<sup>にん</sup>婦<sup>ぶ</sup>健<sup>けん</sup>康<sup>こう</sup>診<sup>しん</sup>査<sup>さ</sup>の費<sup>ひ</sup>用<sup>よう</sup>が部<sup>い</sup>分<sup>ぶん</sup>助<sup>じ</sup>成<sup>せい</sup>され  
ます。

母<sup>ぼ</sup>子<sup>し</sup>健<sup>けん</sup>康<sup>こう</sup>手<sup>て</sup>帳<sup>ちやう</sup>には、妊<sup>にん</sup>婦<sup>ぶ</sup>と子<sup>こ</sup>ども<sup>ども</sup>の健<sup>けん</sup>康<sup>こう</sup>状<sup>じやう</sup>態<sup>たい</sup>や、子<sup>こ</sup>ども<sup>ども</sup>の成<sup>せい</sup>長<sup>ちやう</sup>の状<sup>じやう</sup>況<sup>きやう</sup>  
（身<sup>しん</sup>長<sup>ちやう</sup>、体<sup>たい</sup>重<sup>じゆう</sup>等<sup>など</sup>）を記<sup>き</sup>録<sup>ろく</sup>するほ<sup>ほ</sup>か、妊<sup>にん</sup>婦<sup>ぶ</sup>や育<sup>いく</sup>児<sup>じ</sup>に必<sup>ひつ</sup>要<sup>よう</sup>な情<sup>じやう</sup>報<sup>ほう</sup>が掲<sup>けい</sup>載<sup>さい</sup>されてお  
り、健<sup>けん</sup>康<sup>こう</sup>管<sup>かん</sup>理<sup>り</sup>に大<sup>たい</sup>変<sup>へん</sup>役<sup>やく</sup>立<sup>た</sup>ちま<sup>ま</sup>す。

### 2 子<sup>こ</sup>どもが生<sup>う</sup>まれたら

#### (1) 必<sup>ひつ</sup>要<sup>よう</sup>な手<sup>て</sup>続<sup>つづ</sup>き

Ⅲ重<sup>じゆう</sup>要<sup>よう</sup>な手<sup>て</sup>続<sup>つづ</sup>き-5婚<sup>こん</sup>姻<sup>いん</sup>・出<sup>しゅつ</sup>生<sup>しょう</sup>・死<sup>し</sup>亡<sup>ぼう</sup>そ<sup>そ</sup>の他<sup>た</sup>の届<sup>とど</sup>出<sup>け</sup>-<sup>(2)</sup>出<sup>しゅつ</sup>生<sup>しょう</sup>届<sup>とど</sup>け、を参<sup>さん</sup>考<sup>こう</sup>  
にしてくだ<sup>くだ</sup>さい。

#### (2) 出<sup>しゅつ</sup>産<sup>さん</sup>費<sup>ひ</sup>用<sup>よう</sup>につ<sup>つ</sup>いて

出<sup>しゅつ</sup>産<sup>さん</sup>には、か<sup>か</sup>な<sup>な</sup>り費<sup>ひ</sup>用<sup>よう</sup>が<sup>か</sup>か<sup>か</sup>り<sup>ま</sup>す<sup>が</sup>、医<sup>い</sup>療<sup>りやう</sup>保<sup>ほ</sup>険<sup>けん</sup>に<sup>か</sup>に<sup>に</sup>ゆ<sup>う</sup>して<sup>い</sup>れ<sup>ば</sup>、出<sup>しゅつ</sup>産<sup>さん</sup>  
育<sup>いく</sup>児<sup>じ</sup>一<sup>いち</sup>時<sup>じ</sup>金<sup>きん</sup>が支<sup>し</sup>給<sup>きゅう</sup>され<sup>ま</sup>す。

問<sup>と</sup>合<sup>あ</sup>先<sup>さき</sup>：国<sup>こく</sup>民<sup>みん</sup>健<sup>けん</sup>康<sup>こう</sup>保<sup>ほ</sup>険<sup>けん</sup>⇒米<sup>よ</sup>沢<sup>ね</sup>市<sup>し</sup>役<sup>やく</sup>所<sup>しょ</sup>国<sup>こく</sup>保<sup>ほ</sup>年<sup>ねん</sup>金<sup>きん</sup>課<sup>か</sup>  
職<sup>しよく</sup>場<sup>ば</sup>の健<sup>けん</sup>康<sup>こう</sup>保<sup>ほ</sup>険<sup>けん</sup>⇒会<sup>かい</sup>社<sup>しゃ</sup>、勤<sup>きん</sup>務<sup>む</sup>先<sup>さき</sup>等<sup>とう</sup>

#### (3) 子<sup>こ</sup>そ<sup>そ</sup>だ<sup>だ</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>医<sup>い</sup>療<sup>りやう</sup>

赤<sup>あか</sup>ち<sup>ち</sup>ゃ<sup>や</sup>ん<sup>ん</sup>の誕<sup>たん</sup>生<sup>じやう</sup>と<sup>と</sup>同<sup>どう</sup>時<sup>じ</sup>に、高<sup>こう</sup>校<sup>こう</sup>修<sup>しゅう</sup>了<sup>りやう</sup>ま<sup>ま</sup>で<sup>で</sup>の<sup>の</sup>お<sup>お</sup>子<sup>こ</sup>さん<sup>ん</sup>の<sup>の</sup>医<sup>い</sup>療<sup>りやう</sup>費<sup>ひ</sup>の<sup>の</sup>自<sup>じ</sup>己<sup>こ</sup>  
負<sup>ふ</sup>担<sup>たん</sup>分<sup>ぶん</sup>を<sup>を</sup>軽<sup>けい</sup>減<sup>げん</sup>す<sup>す</sup>る<sup>る</sup>制<sup>せい</sup>度<sup>ど</sup>が<sup>が</sup>あ<sup>あ</sup>り<sup>ま</sup>す。3<sup>さい</sup>歳<sup>さい</sup>以<sup>い</sup>上<sup>じやう</sup>は<sup>は</sup>所<sup>さい</sup>得<sup>とく</sup>の<sup>の</sup>判<sup>はん</sup>定<sup>てい</sup>が<sup>が</sup>必<sup>ひつ</sup>要<sup>よう</sup>で<sup>で</sup>す<sup>の</sup>で、  
問<sup>と</sup>合<sup>あ</sup>せ<sup>せ</sup>の<sup>の</sup>上<sup>じやう</sup>申<sup>しん</sup>請<sup>せい</sup>の<sup>の</sup>手<sup>て</sup>続<sup>つづ</sup>き<sup>き</sup>を<sup>を</sup>し<sup>し</sup>て<sup>て</sup>く<sup>く</sup>だ<sup>だ</sup>さい。

問<sup>と</sup>合<sup>あ</sup>先<sup>さき</sup>：米<sup>よ</sup>沢<sup>ね</sup>市<sup>し</sup>役<sup>やく</sup>所<sup>しょ</sup>こ<sup>こ</sup>ども<sup>ども</sup>課<sup>か</sup> 電<sup>でん</sup>話<sup>わ</sup>22-5111（代<sup>だい</sup>）

#### (4) 乳<sup>にゅう</sup>幼<sup>よう</sup>児<sup>じ</sup>の<sup>の</sup>健<sup>けん</sup>康<sup>こう</sup>診<sup>しん</sup>査<sup>さ</sup>

乳<sup>にゅう</sup>幼<sup>よう</sup>児<sup>じ</sup>の<sup>の</sup>健<sup>けん</sup>康<sup>こう</sup>診<sup>しん</sup>査<sup>さ</sup>に<sup>に</sup>4<sup>か</sup>か<sup>か</sup>月<sup>げつ</sup>児<sup>じ</sup>健<sup>けん</sup>康<sup>こう</sup>診<sup>しん</sup>査<sup>さ</sup>が<sup>が</sup>あ<sup>あ</sup>り<sup>ま</sup>す、市<sup>し</sup>内<sup>ない</sup>の<sup>の</sup>小<sup>しょう</sup>児<sup>に</sup>科<sup>か</sup>で<sup>で</sup>受<sup>う</sup>け<sup>ら</sup>れ  
ま<sup>ま</sup>す。乳<sup>にゅう</sup>幼<sup>よう</sup>児<sup>じ</sup>の<sup>の</sup>1<sup>さい</sup>歳<sup>さい</sup>8<sup>か</sup>か<sup>か</sup>月<sup>げつ</sup>児<sup>じ</sup>健<sup>けん</sup>康<sup>こう</sup>診<sup>しん</sup>査<sup>さ</sup>、3<sup>さい</sup>歳<sup>さい</sup>児<sup>じ</sup>健<sup>けん</sup>康<sup>こう</sup>診<sup>しん</sup>査<sup>さ</sup>も<sup>も</sup>す<sup>す</sup>こ<sup>こ</sup>や<sup>や</sup>か<sup>か</sup>セ<sup>せ</sup>ン<sup>ん</sup>タ<sup>た</sup>ー<sup>で</sup>  
受<sup>う</sup>け<sup>ら</sup>れ<sup>ま</sup>す。

### 3 児童手当

0歳児から中学校修了前の児童を養育している人に児童手当を支給します。3歳未満の児童に一律月額15,000円、3歳以上小学校修了前は月額10,000円（第3子以降は15,000円）、中学生は一律月額10,000円が支給されます。所得制限がありますので、問合せの上申請の手続きをしてください。  
問合せ先：米沢市役所こども課 電話22-5111（代）

### 4 保育園

保育園は、保護者が共働きや病気などの理由で子どもを保育できないときに、子どもを預かり保育する児童福祉施設です。0歳児から小学校入学前までの子どもを対象としています。  
保育料は、その子どもの家庭の前年分の所得税を基準にして決められます。保育園への入所の手続き、相談は市役所のこども課で行っています。

### 5 児童センター

児童センターは、広く一般児童のために健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設で、市内に2箇所設置しています。詳しくは各センターへお問合せください。

#### 児童センター一覧

センター名	住所	電話番号
窪田児童センター	窪田町窪田424	37-5272
上郷児童センター	大字竹井2588-304	28-8424

### 6 学童保育

放課後や学校休業日に、家庭で保育できない小学1年生から3年生までの児童の健全育成のために遊びや生活の指導を行う施設です。（4年生以上の保育が可能な施設もあります。）ほとんどの小学校区には学童保育施設がありますので、お問合せください。  
問合せ先：米沢市役所こども課 電話22-5111（代）

## 7 子育て支援事業

### 米沢市ファミリー・サポート・センター

子育てのお手伝いをしたい人と子育てのお手伝いをしてほしい人がお互いに  
会員になって助け合う活動を行っています。

#### (1) こんな時に

- ・子どもが熱をだし、園迎えに来るよう連絡が入ったが仕事で迎えに行けない。
- ・乳幼児を連れて出かけるににくい(参観日、病院、その他)などご相談ください。

#### (2) 利用料金は

援助を受けた後、下記の金額を支払います。

7:00～19:00 まで - 1時間600円

上記以外及び日・祝祭日 - 1時間800円

- ・その他食費・交通費等実費については事前打合せ時に金額を決めていただきます。

問合せ・申込先

米沢市ファミリー・サポート・センター

米沢市徳町 1 番 38-1 プチハウス内 (2 階)

電話 (FAX) : 24-6464

<開所時間> 月～金曜日 8:30～18:30

土曜日 8:30～17:30

<閉所日> 日曜日・祝日・年末年始

## Ⅶ 教育

日本の教育制度は、小学校6年、中学校3年、高等学校3年、大学4年と  
なっています。学年は4月に始まり、翌年の3月に終わります。

学校には公立学校と私立学校があります。また、小学校に入学する前の幼  
児のための教育施設として幼稚園があります。

### 1 幼稚園

幼稚園は、満3歳から小学校入学までの子どもを対象とした施設です。1日4  
時間程度の保育時間が普通ですが、早朝や夕方の方の預かりなど延長保育を実施し  
ているところもあります。子どもの送迎は、幼稚園のバスを運行しているところ  
が多く、また、1年から4年の保育期間を選べます。

米沢市の幼稚園はすべて私立で、それぞれの幼稚園で特色ある教育をしてお  
り、保育料は園によって異なり、満3歳児からは保育料の補助制度もあります。  
入園を希望するときは、直接幼稚園に申し込んでください。

施設名	住所	電話
米沢中央幼稚園	中央7-5-70-5	23-2569
米沢西部幼稚園	御廟2-3-8	21-6010
まいづる幼稚園	丸の内1-1-47	23-1489
普慈幼稚園	下花沢3-4-30	21-0212
米沢幼稚園	中央3-6-45	23-2134
かしのみ幼稚園	城南5-1-1	21-0205
ひばりが丘幼稚園	大字三沢26090	22-7541
戸塚山幼稚園	大字上新田2008	37-2419
九里幼稚園	門東町1-1-18	23-9261

## 2 小学校・中学校

日本人は、子どもを小学校・中学校に就学させることが義務付けられています。外国人の場合は、就学の義務はありませんが、日本人と同じように教育を受けることができます。

米沢市にある小学校、中学校はすべて市立で、居住地によって入学する学校が指定されます。また、教科書、授業料は無料ですが、給食費やその他の会費等がかかります。

相談・問合せ先：米沢市教育委員会学校教育課 電話22-5111(代)

## 3 高等学校

高等学校は義務教育ではありませんが、日本では、ほとんどの人が高等学校に入学します。ほとんど入学試験があり、授業料も自己負担です。米沢市内には公立と私立、普通高校と専門高校があります。期間は通常3年間です。外国人が入学する場合は、日本での中学校を卒業しているか(卒業見込みを含む)、外国で学校教育における9年間の課程を終了していなければなりません。

問合せ先：山形県教育庁高等教育課  
山形市松波2-8-1 電話023-630-2493

## Ⅷ 社会福祉

### 1 生活保護

生活保護は自分の収入や資産だけでは生活を営むことができない人に対して最低生活を保障し、その自立を助ける制度です。

問合せ先・相談：米沢市役所社会福祉課 電話22-5111（代）

### 2 高齢者福祉

高齢者は、健康の不安や日常生活を営むうえでさまざまな心配ごとを抱えています。また、介護する家族の方も高齢者への接し方や、介護の方法などの不安や悩みごとを抱えています。

米沢市では、高齢者の方が住み慣れた地域で安心した生活を継続できるように、適切な福祉サービスの利用を勧めるほか、関係機関へつなぐ支援も行っています。

問合せ先・相談：米沢市役所高齢福祉課 電話22-5111（代）

### 3 障がい者福祉

心身に障がいのある方の手帳や手当、日常生活上の各種サービスの申請窓口となっています。

また、障がいがある事での様々な悩みについての相談も行っています。

問合せ先・相談：米沢市役所高齢福祉課 電話22-5111（代）

### 4 介護保険制度

介護保険制度は、老後の最大の不安要因である介護を社会全体で支えながら、利用者の希望に沿った総合的な介護サービスを安心して受けられる制度です。

#### （1）介護保険の加入者

65歳以上または40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方で、3か月以上滞在する方。

#### （2）介護保険でサービスを受けられる方

##### （a）65歳以上の方で

- 寝たきり、認知症などで入浴、排せつ、食事などの日常生活動作について常に介護が必要な状態であると認められる方



- ・家事や身じたく等の日常生活に支援が必要であると認められた方

(b) 40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方で

- ・初老期における認知症、脳血管障害など、老化に伴う病気によって介護等が必要な状態であると認められた方

**(3) 介護保険でサービスを受けるための手続**

介護保険からサービスを受けるためには、寝たきりや認知症で支援または介護が必要であることの認定を受ける必要があります。認定を受けるためには、市に要介護認定の申請を行います。

**(4) 介護保険で受けられるサービス**

ホームヘルプサービス、デイサービス、在宅を中心に行われるサービスや施設利用のできる施設サービスなど多様なサービスがありますのでご相談ください。

**(5) サービスの利用料について**

介護保険でサービスを利用する場合は、利用者はかかった費用の1割を負担することとなります。

**(6) 介護保険料について**

(a) 65歳以上の場合

所得等に依じて市が保険料を10段階に設定します。支払方法については、老齢(退職)・遺族・障害年金が月額1万5千円(年額18万円)以上の方は年金から天引きされます。

それ以外の方は市から納入通知書を送付いたしますので、個別に納付書でおさ納めることとなります。

(b) 40歳以上65歳未満で医療保険に加入している場合

加入している医療保険の算定方法に基づいて保険料を設定します。支払方法については、医療保険料と一括して納めることとなります。

問い合わせ先・相談：米沢市役所高齢福祉課 電話22-5111(代)  
(保険料について 国保年金課へ)

## IX た じょうほう その他の情報

### 1 よねざわようざんだいがく 米沢鷹山大学

おきたまそうごうぶんか  
置賜総合文化センターやコミュニティセンターなどの公共施設で、市民  
かたがた たいしやう しゆみ こうざ もよお じっし  
の方々を対象に、趣味の講座をはじめいろいろな催しを実施しています。

なお、かいさいよてい こうざとう かにい はいふ ようざんだいがく  
開催予定の講座等は、家庭に配布される鷹山大学ガイドブックや  
ホームページなどかくにん  
等で確認できます。

といあわせさき よねざわしきやういくいんかいしやかいきやういくか でんわ だい  
問合せ先：米沢市教育委員会社会教育課 電話21-6111(代)

または各コミュニティセンターへ

### 2 としよかん 図書館

しりつよねざわとしよかん  
市立米沢図書館はナセBAにあります。

かいかんび へいかんじかん つぎ  
開館日、閉館時間は、次のとおりです。

かようび きんようび がつ がつ  
火曜日～金曜日 10:00～20:00 (10月～3月は19:00まで)

ど にち しゆくじつ  
土・日・祝日 9:00～19:00

きゆうかんび つぎ  
休館日は、次のとおりです。

まいつきだい もくようび ねんまつねんし とくべつぞうしよてんけんきかん  
毎月第4木曜日、年末年始、特別蔵書点検期間

といあわ かりつよねざわとしよかん でんわ  
問合せ：市立米沢図書館 電話26-3010

よねざわし  
米沢市中央1-10-6

### 3 しちやうかく 視聴覚センター

しちやうかく きざい きやうざい か だ か ばあい  
視聴覚センターでは、機材・教材を貸し出ししています。借りる場合は、  
でんわ じぜん ややく ちやくせつしちやうかく で む もう こ  
電話で事前に予約するか、直接視聴覚センターに出向いて申し込んでくだ  
さい。

もうしこ しちやうかく でんわ  
申込み：視聴覚センター 電話21-6111

よねざわしかないけ おきたまそうごうぶんか かい  
米沢市金池3-1-14 置賜総合文化センター1階

げつやうび きんようび かしたしきかん にちかん  
・月曜日～金曜日 8:30～17:15、貸出期間 4日間

4 公共施設等一覧

施設名	住所	電話番号
米沢市役所	金池 5-2-25	22-5111
すこやかセンター もくいくひろば	西大通 1-5-60	24-8181
置賜総合支庁	金池 7-1-50	26-6000
米沢合同庁舎 (ハローワーク)	金池 3-1-39	22-8155
置賜保健所	金池 7-1-50	22-3000
米沢税務署	門東町 1-1-9	22-6320
法務局米沢支局	金池 7-4-33	22-2148
アクティー米沢	西大通 1-5-5	21-5655
置賜総合文化センター (青年の家) (中央公民館)	金池 3-1-14	21-6111
中部コミュニティセンター	丸の内 2-1-35	26-4300
西部	直江町 5-9	22-5758
南部	本町 2-4-28	24-2011
東部	花沢町 1-2-38-6	37-8025
北部	中央 6-1-21	22-1811
愛宕	古志田町 76-3	38-2877
万世	八幡原 5-4149-9	28-5381
広幡	広幡町上小菅 1394-7	37-5276
六郷	六郷町一漆 68-2	37-5278
塩井	塩井町塩野 2068-1	22-5380
窪田	窪田町窪田 598-2	37-5044
三沢	築沢 1776-1	32-2005
田沢	大字口田沢 2375-1	31-2111
山上	大字関根 480	35-2110
上郷	大字川井 3869	28-3401
南原	大字南原猪苗代町 2910-2	38-2301
松川	通町 6-14-25	26-8580
市民文化会館	中央 1-10-2	23-8510
座の文化伝承館	丸の内 1-3-48	23-8009
ナセBA ①市立米沢図書館 ②よねざわ市民ギャラリー	中央 1-10-6	① 26-3010 ② 22-6400
伝国の杜 (上杉博物館・置賜文化ホール)	丸の内 1-2-1	26-8000
児童会館	丸の内 1-3-47	23-0161
市営体育館・武道館	金池 3-1-62	23-0664
市営プール	徳町 333	24-5833
市営人工芝サッカーフィールド	塩井町塩野 1350	22-0007
市営陸上競技場	通町 6-14-5	21-0142

しえいすもうじょう 市宮相撲場	かないけ 金池 5 - 1 - 3 6	2 3 - 0 6 6 4
しえいせいぶやきゅうじょう 市宮西部野球場	なおえちょう 直江町 5 - 8 6	2 2 - 9 9 4 0
しえいきゅうどうじょう 市宮弓道場	しおいまちしおの 塩井町塩野 1 5 0 3	2 1 - 8 9 2 3
しえいやきゅうじょう みながわきゅうじょう 市宮野球場（皆川球場）	しおいまちしおの 塩井町塩野 1 3 6 9	2 4 - 8 9 8 9
しえいたもくてきおくないうんどうじょう 市宮多目的屋内運動場・ たもくてき 多目的グラウンド	しおいまちしおの 塩井町塩野 1 3 5 7 - 3	2 2 - 3 7 6 8
しえいきたむらこうえん 市宮北村公園テニスコート	かないけ 金池 4 - 3 7 3 0 - 1	2 3 - 0 6 6 4
しえいはちまんばらたいいくかん 市宮八幡原体育館	はちまんばら 八幡原 5 - 4 1 4 9 - 1 0	2 9 - 0 3 3 0
はちまんばらりよくち 八幡原緑地テニスコート	はちまんばら 八幡原 5 - 4 8 0 6 - 1	2 8 - 3 4 5 8
はちまんばらりよくちやきゅうじょう 八幡原緑地野球場	はちまんばら 八幡原 5 - 5 2 7 5 - 4	2 9 - 0 3 3 0
かせんりよくちやきゅうじょう 河川緑地野球場 かせんりよくち 河川緑地サッカー場	ひがし ちょうめちない 東 2 丁目地内	かいじょうちゅう 開場中 2 1 - 0 1 4 2 へいじょうちゅう 閉場中 2 2 - 3 7 6 8
なるしま 成島ワクワランド	ひろはたまちなるしま 広幡町成島 2 1 0 7 - 1 0 4	かいえんじ 開園時のみ 3 7 - 2 1 2 1
よねざわ テクノプラザ米沢	はちまんばら 八幡原 5 - 4 1 4 9 - 8	2 8 - 5 1 5 1

ねんごうはやみひょう  
5 年号早見表

ねんごう 年号	せいれき 西暦	ねんごう 年号	せいれき 西暦	ねんごう 年号	せいれき 西暦
大正 10 年	1921 年	昭和 29 年	1954 年	昭和 62 年	1987 年
大正 11 年	1922 年	昭和 30 年	1955 年	昭和 63 年	1988 年
大正 12 年	1923 年	昭和 31 年	1956 年	へいせいがんねん 平成元年	1989 年
大正 13 年	1924 年	昭和 32 年	1957 年	平成 2 年	1990 年
大正 14 年	1925 年	昭和 33 年	1958 年	平成 3 年	1991 年
しょうわがんねん 昭和元年	1926 年	昭和 34 年	1959 年	平成 4 年	1992 年
昭和 2 年	1927 年	昭和 35 年	1960 年	平成 5 年	1993 年
昭和 3 年	1928 年	昭和 36 年	1961 年	平成 6 年	1994 年
昭和 4 年	1929 年	昭和 37 年	1962 年	平成 7 年	1995 年
昭和 5 年	1930 年	昭和 38 年	1963 年	平成 8 年	1996 年
昭和 6 年	1931 年	昭和 39 年	1964 年	平成 9 年	1997 年
昭和 7 年	1932 年	昭和 40 年	1965 年	平成 10 年	1998 年
昭和 8 年	1933 年	昭和 41 年	1966 年	平成 11 年	1999 年
昭和 9 年	1934 年	昭和 42 年	1967 年	平成 12 年	2000 年
昭和 10 年	1935 年	昭和 43 年	1968 年	平成 13 年	2001 年
昭和 11 年	1936 年	昭和 44 年	1969 年	平成 14 年	2002 年
昭和 12 年	1937 年	昭和 45 年	1970 年	平成 15 年	2003 年
昭和 13 年	1938 年	昭和 46 年	1971 年	平成 16 年	2004 年
昭和 14 年	1939 年	昭和 47 年	1972 年	平成 17 年	2005 年
昭和 15 年	1940 年	昭和 48 年	1973 年	平成 18 年	2006 年
昭和 16 年	1941 年	昭和 49 年	1974 年	平成 19 年	2007 年
昭和 17 年	1942 年	昭和 50 年	1975 年	平成 20 年	2008 年
昭和 18 年	1943 年	昭和 51 年	1976 年	平成 21 年	2009 年
昭和 19 年	1944 年	昭和 52 年	1977 年	平成 22 年	2010 年
昭和 20 年	1945 年	昭和 53 年	1978 年	平成 23 年	2011 年
昭和 21 年	1946 年	昭和 54 年	1979 年	平成 24 年	2012 年
昭和 22 年	1947 年	昭和 55 年	1980 年	平成 25 年	2013 年
昭和 23 年	1948 年	昭和 56 年	1981 年	平成 26 年	2014 年
昭和 24 年	1949 年	昭和 57 年	1982 年	平成 27 年	2015 年
昭和 25 年	1950 年	昭和 58 年	1983 年	平成 28 年	2016 年
昭和 26 年	1951 年	昭和 59 年	1984 年	平成 29 年	2017 年
昭和 27 年	1952 年	昭和 60 年	1985 年	平成 30 年	2018 年
昭和 28 年	1953 年	昭和 61 年	1986 年	平成 31 年	2019 年

よねざわ  
米沢リビングガイド

---

ねん へいせい ねん がつしよはんはっこう  
2010年（平成22年）2月初版発行

ねん へいせい ねん がつかいていだい はんはっこう  
2014年（平成26年）3月改訂第1版発行

ねん れいわ ねん がつかいていだい はんはっこう  
2020年（令和2年）4月改訂第2版発行

はっ こう よねざわしこくさいこうりゆうきょうかい  
発行 米沢市国際交流協会

よねざわしかないけ おきたまそうごうぶんか  
米沢市金池3-1-14置賜総合文化センター1F

TEL 0238-33-9146 FAX 0238-33-9147

Email yira@omn.ne.jp

URL <http://www.yira-yonezawa.org/>

---